

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱の改正について

このことについて、**会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱**を改正いたしましたのでお知らせします。

主な改正内容は下記のとおりです。

なお、当該要綱に定める様式は「**会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱に係る様式**」をご覧ください。

記

◆主な改正内容

1. 本文

- (1)下請契約書には、「請負人は、会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項を記載しなければならないこととしました。(要綱第5を参照)
- (2)下請代金の支払期日を定めなかった場合は、「引き渡しの申し出の日を支払期日とみなす」こととしました。(同第6参照)
- (3)支払代金と請負費との相殺処理(いわゆる赤伝処理)を行う場合は、「元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書に明記すること」としました。(同第6参照)
- (4)下請は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること、並びに、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対して、国民年金基金に加入するよう指導に努めることを、下請における建設労働者の雇用条件等の改善の項目に加えることとしました。(同第7参照)
- (5)下請負報告書の提出の対象を、請負金額500万円以上の工事とすることとしました。(同第12参照)
- (6)元請は、下請が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせる場合は、再下請負通知書を提出させなければならないこととしました。(同第13参照)
- (7)市の指導・助言等については、全ての元請を対象として行うこととしました。(同第15参照)

2. 様式

- (1)施工体制台帳…健康保険等の加入状況の欄を加えました。(同第11参照)
 - (2)再下請負通知書…新たに様式を定めました。(同第13参照)
- ※様式番号が変わっていますので、ご注意ください。

◆施行時期

平成26年9月1日から施行します。

事務担当 契約検査課入札契約グループ TEL:0242-39-1217